

第56回（令和3年度第3回）契約監視委員会 議事概要

契約監視委員会事務局

1. 日時

令和3年9月22日（水）13：30～16：00

2. 場所

日本原子力研究開発機構東京事務所 役員会議室他（Zoom会議）

3. 出席者

|     |       |                  |
|-----|-------|------------------|
| 委員長 | 石田 恵美 | 弁護士／公認会計士        |
| 委員  | 野村 修也 | 中央大学法科大学院 教授／弁護士 |
| 委員  | 幕田 英雄 | 弁護士              |
| 委員  | 山本 泉  | 元会計検査院第2局長       |
| 委員  | 田中 輝彦 | 日本原子力研究開発機構 監事   |
| 委員  | 天野 玲子 | 日本原子力研究開発機構 監事   |

|       |       |             |        |
|-------|-------|-------------|--------|
| 説明者   | 須藤 憲司 | 日本原子力研究開発機構 | 理事     |
| (事務局) | 江籠 誠  | 日本原子力研究開発機構 | 契約部長   |
|       | 松本 尚也 | 日本原子力研究開発機構 | 契約部次長  |
|       | 上原 伸  | 日本原子力研究開発機構 | 契約調整課長 |
|       | 中西 昌夫 | 日本原子力研究開発機構 | 監査室長   |
|       | 川崎 哲史 | 日本原子力研究開発機構 | 監査室主幹  |

|        |        |       |             |       |
|--------|--------|-------|-------------|-------|
| オブザーバー | 西山 祐里江 | 内閣官房  | 行政改革推進本部事務局 | 参事官補佐 |
|        | 橋爪 翔   | 内閣官房  | 行政改革推進本部事務局 | 参事官補佐 |
|        | 松浦 重和  | 文部科学省 | 研究開発局原子力課長  |       |
|        | 岡村 圭祐  | 文部科学省 | 研究開発局原子力課   | 課長補佐  |

4. 議事概要

(1) 説明及び主な質疑

① 前回議事概要について

前回議事概要案は、原案どおり了承された。

② 前回委員会以降の状況について

事務局から現時点における契約等の改善に関する取り組み（四段表）、第51回委員会の個別契約案件審議におけるご意見・対応状況について説明し、審議の結果了承された。

③ 中間とりまとめ以降の自己評価

事務局から前回の委員会での意見を踏まえ見直しを行った自己評価について説明し了承された。また、本自己評価の内容を踏まえ、四段表の様式を見直すことについて了承された。

④ 個別契約案件審議

令和2年8月～令和3年6月の契約事案の審査対象リストから各委員が抽出した6件について審議し、委員より以下の意見が出された。

○J-PARCセンター物質・生命科学実験施設運転監視業務請負契約

- ・ 応札企業は、契約額よりも高い金額による入札を続けていることについて、落札できなかった企業に真に落札の意思があったのか疑念が残る。本気で参入する意思のある企業を探す必要があるのではないか。
- ・ あるいは、効率的な発注への検討として、同種の契約を束ねて契約することで、価格を下げることができないかという観点で見直しが必要ではないか。
- ・ また、毎年継続する契約であっても、業務量が増える場合は、必要な予算を確保して入札を行うという観点が必要ではないか。

○正門警備所ほか屋外受変電設備点検作業

- ・ 一般的な点検作業であり高度な技術を必要とする契約ではないが、現状は新規参入による入札が行われていない。新規参入の拡大に向けて仕様書をさらに詳しく記載するなどして、新規参入企業に対するイコールフィッティングの確保に努める必要がある。
- ・ そうした努力を重ねた上でも一者応札が継続するようであれば、確認公募への移行も考えられる。

○JAEAの使用済燃料の調整に係る調査及び作業契約

- ・ 本件に関しては随意契約で行うことは妥当であると理解した。今回、契約審査委員会との連携を図る観点から、当該委員会の検討資料も提示の上説明いただいたので、情報を得ることができた。

○高速度カメラシステムの購入

- ・ 2社から見積を徴取し予定価格を作成していることについて、複数者見積徴取の形は整っているが、この種の購入契約については、最初の見積を取得するところが重要であり、できるだけ多くの企業から下見積を取得し価格を下げることを検討する必要がある。

○白木地区海洋調査

- ・ 契約額が機構の積算額よりも相当低い場合は、単に安ければ良いというわけではなく、安全性を含めて品質が担保されているかどうかを確認する必要がある。
- ・ また、入札日から業務開始日までの期間については、新規参入の観点からも、余裕を持った入札日を設定してほしい。

○HTTR計測制御系統施設定期点検作業（安全保護系計装盤等）

- ・ 見積額と契約額に大きな乖離があることについて、受注者は同作業における過去の実績を踏まえ、価格交渉の結果、過去の契約実績程度まで金額を抑えたかもしれないが、機構の積算価格（積算基準）の見直しが必要ではないか。また、品質確保がしっかりできているのかというところは確認すべきである。
- ・ 契約相手先において不正等が発生した場合、これまで機構に納入したものへの影響の有無を確認する必要がある。

(2) その他

次回委員会については、別途日程調整の上、年度内に開催することとなった。

以上

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

令和3年8月末現在

| 項目             | 従来の取組  | 自民党行革本部PT報告書を踏まえた改善方策   | 分科会の提案を踏まえた改善方策  | 措置状況  |
|----------------|--|---|--|---|
| 契約<br>手続<br>関連 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務請負契約における受注者準備期間の確保(H22.1～)</li> <li>○国の競争参加者資格も有効とする競争参加者資格の拡大(H24.4～)</li> <li>○入札情報等のHP掲載(H22.1～)及びメールマガジンによる調達情報の配信(H25.10～)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○茨城県中小企業団体中央会HPへの機構情報掲載依頼(H28.3)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○入札までの準備期間を確保するため、年間発注計画(翌年度計画を含む)を策定し早期に機構HPに公表(28.8中に措置)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○発注計画                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度計画                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度より3ヶ月早め、一般競争入札及び公募の予定案件(1,000万円以上)を平成29年5月にホームページへ公表(件名、予定契約方式、作業期間、調達概要、入札公告予定時期、入札予定時期、納期(期間)等)</li> </ul> </li> <li>・平成30年度計画                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>年間役務契約等の計画を平成29年10月にホームページへ公表。物品購入等の計画を平成30年5月に公表</li> </ul> </li> <li>・平成31年度計画                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>年間役務契約等の計画を平成30年11月にホームページへ公表。物品購入等の計画を平成31年4月に公表</li> </ul> </li> <li>・令和2年度計画                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>年間役務契約等の計画を令和元年10月にホームページへ公表。物品購入等の計画を令和2年4月に公表</li> </ul> </li> <li>・令和3年度計画                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>年間役務契約等の計画を令和2年10月ホームページへ公表。物品購入等の計画を令和3年4月に公表</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・応札者拡大に向けた新たな取組の一つとして、機構の入札に参加するための手順を分かり易く解説した「JAEA入札参入ガイド」を機構ホームページへ掲載(R元.10)<br/>URL:https://www.jaea.go.jp/for_company/supply/cp_guide/guide.pdf</li> <li>●機構内各拠点への契約制度説明及びコストダウン啓蒙(H29.5～6、H30.6～7、R元.5～7)</li> </ul>  |
| 予定価格           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市場価格調査に資するため研究開発法人の購入機器価格をデータベース化のうえ共有(H24.2～)</li> <li>○「精算条項特約付き契約」を導入し、履行完了後に原価を確認し精算を実施(H23.7～)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○落札率100%等の高落札率を回避するための予定価格設定方法の見直し(H28.2～)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○随意契約等、一者により毎年繰り返される契約案件について、履行実績確認が有効に働く仕組みを構築(H28年度中に措置)</li> <li>○データベース化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費について、労務費単価調査を実施し、常駐役務契約の予定価格積算に反映(ただちに措置)</li> <li>・物件費について、データベース化の更なる充実(ただちに措置)</li> </ul> </li> <li>○応札者を拡大するための改善                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の契約案件を分類整理(購入、製作、役務等)し、応札者実績リストを作成のうえ周知(28.8中に措置)</li> <li>・上記リストを契約請求箇所における見積徴取の参考とし、予算精度を向上させる(28.8中に措置)</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○履行実績確認の仕組みの構築と確認</li> <li>・施設維持管理費削減のため、常駐役務契約等の業務内容等の点検と一斉見直し実施済(H28.10～12)実施結果についてとりまとめ報告</li> <li>○データベース化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・常駐役務労務費単価設定(H29.2)</li> <li>・他法人の購入機器価格のデータ蓄積を継続実施</li> </ul> </li> <li>○応札者を拡大するための改善                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年分の応札者実績リストを作成し、請求箇所が活用できるよう周知(H28.8～)</li> </ul> </li> </ul>   |
| 入札手続           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○電子入札制度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の政府調達協定対象案件を対象(H24.1～)</li> <li>・本部の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H25.1～)</li> <li>・全事業所の政府調達協定対象案件を対象(H25.7～)</li> <li>・全事業所の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H26.1～)</li> </ul> </li> <li>○原子力施設の工事契約のみに地域要件を設定</li> <li>○広告等期間の十分な確保(H22.1～)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則10日以上を14日以上</li> <li>・総合評価落札方式及び企画競争は原則20日以上</li> </ul> </li> <li>○競争入札に参加可能な業者が一者に限られるような過度な仕様条件を禁止(H22.1～)</li> <li>○分かりやすい仕様書作成に関する注意喚起(H24.11)</li> <li>○複数年契約に関し、落札日から業務履行開始日まで約3週間の準備期間を設定(H22.1～)</li> <li>○契約改善の一環として公共サービス改革(市場化テスト)による契約を実施(H24.4～)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○電子入札制度の拡充                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務請負契約を対象(H28.1～)</li> </ul> </li> <li>○複数者より参考見積を徴取することを注意喚起(H28.2～)</li> <li>○公告等期間の拡充                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・14日→20日(H28.3～)</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事契約における地域要件の撤廃又は緩和(28.8中に措置)</li> <li>○企業アンケートを実施し、一者応札の要因を分析のうえ契約手続きを改善する(ただちに調査開始)</li> <li>○「入札条件等点検表」を充実させ、発注単位の点検を行う(28.7中に措置)</li> <li>○複数者より参考見積を取得することの更なる徹底(28.7中に措置)</li> <li>○連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める(H28年度中に措置)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事契約における地域要件                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年8月の入札公告から原則撤廃(H28.8～)</li> </ul> </li> <li>○企業アンケートを実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・応札しなかった企業へのアンケート調査開始(H28.6.30)</li> <li>・平成28年12月末までのアンケート結果集計</li> <li>・平成28年度集計結果及びそれを踏まえた改善方をホームページへ公表(H29.6.20)</li> <li>・平成31年3月末までのアンケート結果集計</li> <li>・平成29.30年度集計結果及びそれを踏まえた改善方をホームページへ公表(R元.8.20)</li> <li>・令和元年3月末までのアンケート結果集計</li> <li>・令和元年度集計結果等をホームページへ公表(R2.4.30)</li> <li>・令和2年3月末までのアンケート結果集計</li> <li>・令和2年度集計結果等をホームページへ公表(R3.4末)</li> </ul> </li> <li>・来年度以降も継続実施(令和3年度において、新規参入阻害要因の解消・軽減及び更なる競争性の向上に向けたアンケート設問の改善を実施)</li> <li>●入札条件等点検表                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札条件・仕様書点検表の改訂・周知(H28.7.29)</li> </ul> </li> <li>●複数者参考見積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約請求予算額の参考に徴取する見積書の取扱いを再周知(H28.7.13)</li> <li>・参考見積書徴取に係る統一したルール「参考見積書徴取に係るガイドライン」を策定・周知(R2.11)</li> </ul> </li> <li>●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度契約確定後、検討</li> <li>・平成29年度は各種改善取組み(H28.7～)の成果を確認</li> <li>・平成30年度から原則実施</li> <li>・一般競争入札から確認公募への移行実績(H30年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R元.7～)</li> <li>・一般競争入札から確認公募への移行実績(R元年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R2.7～)</li> </ul> </li> </ul> |

○→「中間とりまとめ」において改善を明示的に記載された項目  
●→委員会審議等において議論の中で指摘のあった改善項目  
下線は前回委員会以降の追加措置

|                |           |  |  |   |  |
|----------------|-----------|--|--|---|--|
| 契約<br>手続<br>関連 | 審査機能      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○契約審査委員会による審査拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・500万円以上の随意契約全件の審査(H20.4～)</li> <li>・一般競争入札の全件審査(H22.1～)</li> </ul> </li> <li>○予定価格算定審査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・5000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H17.10～)</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○仕様書等に関し、「入札条件点検表」に基づく総点検を実施(H28.2～)</li> <li>○予定価格算定審査の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法人が応札見込の1000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H28.4～)</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○契約審査委員会に外部の人材を入れる等、契約審査を強化するとともに、契約監視委員会で契約審査の状況を点検(ただちに検討開始)</li> <li>○競争的環境の存在の有無について請求箇所による精査及び契約審査委員会による審査を強化(ただちに検討開始)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○外部委員の起用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約審査委員会の規定改正(H28.8.24)</li> <li>・公募、応募者3名の面接審査(H28.9)</li> <li>・外部委員(2名)委嘱(H28.10.31～H29.3.31)</li> <li>・契約審査委員会・契約審査部会への外部委員参加(H28.11～)</li> </ul> </li> <li>○審査の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査基準(案)の作成(H28.9)、確定(H28.12)</li> </ul> </li> <li>●適正な入札・契約手続を促すための取組として、「契約手続に関する指摘対策ケースブック(請求箇所編)」を策定し、契約請求部署へ周知(R2.2)、「契約手続に関する指摘事項ケースブック(契約箇所編)」を策定し、契約担当者へ周知(R2.10)</li> </ul>   |
|                | 警備契約      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○核物質防護上から特命随意契約にて実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○核物質防護秘密の拡散防止及び核物質防護警備における機能維持の確保を大前提に競争性ある契約へ移行(H28.2)</li> <li>○業界団体等へ入札情報を提供のうえ当該団体の加盟企業へ周知依頼(H28.2) <ul style="list-style-type: none"> <li>・核物質防護に係る警備業務の公募広告を業界団体を通じて加盟企業へ周知依頼(H28.2)</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公募期間の延長や他の警備業者等、潜在的業者への働きかけ等、更なる競争性の確保に向けて一層の努力を行う(H28.12中に措置)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成29年度核物質防護警備業務の再検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央核物質防護委員会の下に、警備契約分科会を設置(H28.8.10)、公募要件・審査基準検討終了(H28.11)</li> <li>・H28.12公募開始、</li> <li>・H29.1.18応募締切(複数の応募あり)</li> <li>・H29.1.19～2.24技術審査実施(複数指名候補あり)</li> <li>・H29.3.30～4.10指名競争入札</li> <li>・入札の結果、前回より年額で約9,170万円の低減が図られた。</li> </ul> </li> <li>●令和2年度核物質防護警備契約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・R元.9公募開始(6拠点)</li> <li>・R元.10応募締切(もんじゅのみ複数応募あり)</li> <li>・R元.10～12技術審査実施</li> <li>・R2.1もんじゅは指名競争入札実施。それ以外の拠点は1者のみの応募により随意契約。</li> </ul> </li> </ul> |
|                | 契約実績の公表   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○少額随意契約基準以上の契約内容の公表(H20.7～)</li> <li>○関係法人との契約情報の公表(H23.7～)</li> </ul>  |  |   |  |
|                | 関係法人との契約  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○(平成29年度末まで) <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法人と、競争性のない契約(一者入札、実質的に一者入札と同視できる関係法人のみの入札、随意契約等)は行わない関係法人との契約は、</li> <li>① 関係法人以外も応札しているなど、実質的な競争を経て関係法人が契約相手に選定される場合</li> <li>② 契約相手が関係法人に限られ、競争性の更なる向上に向けた各種取組を行ってもなお競争環境が整う見込みがない場合</li> </ul> </li> <li>に限るものとする</li> <li>原子力機構は、①及び②の該当について契約監視委員会の審査を受けることとし、②についてはさらに確認公募を行った後でなければ契約できないこととする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○契約審査の強化に含む</li> </ul>  |
| 通報<br>制度<br>関連 | 通報窓口      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○機構内外からの各種告知制度(通報窓口は機構内) <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス全般</li> <li>・契約に関する談合関係</li> <li>・離職役職員(機構OB)からの不正取引行為関係</li> <li>・研究開発活動の不正行為関係</li> <li>・セクハラ・パワハラ関係</li> <li>・安全に関する提案関係</li> </ul> </li> </ul>                       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外に通報窓口を設置(ただちに措置)</li> <li>○不正取引行為関係の通報は、離職役職員に関わらず全ての不正取引行為を対象とすることに変更(ただちに措置)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○外部通報窓口(弁護士)を設置(H28.9.1運用開始)</li> <li>○不正取引行為報告・通報規程の改正(H28.8.30)</li> </ul>  |
|                | 外部からの情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○外部からの提供情報を取り込む仕組みを導入(H24.4)</li> </ul>   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○コンプライアンス上の外部から提供情報は、通報制度に基づき適切に対応することを徹底(通報制度の充実)(ただちに措置)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○通報規程の改正(H28.8.30)</li> </ul>   |

|        |            |  |   |  |   |
|--------|------------|--|---|--|---|
| 関係法人関連 | 再就職規制      | ○役職員の再就職あつせん及び在職中の就職活動の禁止等に関する規制を導入(H22.1) | ○在職中の求職活動に対する規制を強化(H28.4)<br>・関係法人の役員等に就くことを目的とした求職活動の禁止<br><br>○採用情報の把握(H28.4～)<br>・機構との契約法人に対し、機構で課長相当職以上の職経験者を採用決定した場合の報告を要請 |  |   |
|        | 利害関係者等との接触 |  |   | ○職務遂行の公正さに対する国民の信頼確保のため、利害関係者等との接触・記録・報告・公表に関するルールを制定(H28.8中に措置)<br>○機構は行動指針に基づき綱紀保持に徹している点について取引業者に周知徹底(H28.8中に措置)<br>○接触制限については、職員だけでなく役員も同様にすべき | ○利害関係者との接触に係る対応を規定(H28.8.29施行)<br>○役員も対象とする規定に改正(H28.9.29)<br>○新たに以下の対応を図り、ホームページに公表(H28.8～)<br>・不正取引行為に関する外部通報窓口を設置<br>・不正取引行為報告・通報規程の改正<br>・利害関係者との接触に係る対応を規定 |

第 51 回(令和 2 年度第 2 回)契約監視委員会 個別契約案件審議におけるご意見・対応状況

| 委員からのご意見  | 対応状況等   |
|---|---|
| <p>A-1 令和 2 年重油売買単価契約(1 種 1 号)(第 1 期)</p> <p>・過去の入札状況を分析し得られた結果を基に競争性を確保する対策を至急行っていただきたい。</p> | <p>・当該年度の第 4 四半期の契約に向けては、応札者拡大に向けた取組として、町内及び隣接市町に所在する 4 者に対し入札への参加のための声掛けを実施しました。</p> <p>・これまで大規模災害によって原子炉施設など重要施設の非常用発電機等への燃料補給が途絶え、原子炉冷却機能喪失等の事象発生に繋がるおそれがあることから、緊急時の燃料供給を迅速かつ確実に行うため入札条件として「大洗町内及び大洗町に隣接する市または町内に本・支店または営業所を有するものであること。」の地域要件を付して入札手続を実施してきました。今回のご指摘を踏まえ、これまでの地域要件を削除し、令和 3 年度の契約からは、緊急時の迅速な対応によるリスク回避として、受注者から事前に①重油の発送地及び具体的な輸送経路、②緊急時の連絡体制の提出を求める入札条件に見直しを行いました。輸送手段の確保が困難であることや輸送会社を前もって特定できない状況にあるなどの理由から入札条件である資料提出が困難となり、第 1 四半期及び第 2 四半期の契約においては、何れも 1 者応札、且つ契約不調となりました。</p> <p>・このような結果を受け、緊急時の備えとして付した入札条件について、応札者側の状況や応札者拡大の観点も踏まえ検討した結果、緊急事態が発生した場合は、緊急契約を発し緊急時対応に努めることが可能であることから入札条件を削除して、第 2 四半期分の再公告から入札を実施することといたしました。</p> <p>・その結果、3 者の応札者に参加いただき、競争性を確保することができました。</p> <p>・引き続き、第 3 四半期以降も応札者拡大に向けた取り組みを継続していきたいと考えております。</p> |

| 委員からのご意見  | 対応状況等  |
|---|--|
| <b>A-2 JRR-3 実験利用棟屋上防水補修工事</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急契約を行う際に何故緊急契約としたのかなどの検討状況はまとめられているが、その社に絞った過程などを説明できるよう記録を残すようにしてもらいたい。</li> <br/> <li>・本件を始めとして重要な建物にかかる日頃の保守管理はリスク管理の問題ともいえる。それらは内部監査等で総合的に検証していただきたい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の透明性・公平性を担保するため、緊急契約の業者選定の経緯(何社に打診を行い、どういう理由で断られた等、この会社に決定した理由等)についてまとめておりました。</li> <li>・引き続き、緊急契約の業者選定の経緯について記録を残してまいります。</li> <br/> <li>・内部監査については、現在機構業務全体を網羅的に監査するため、リスクマネジメント活動で実施している統制機能について監査するための手法を検討していることから、重要な建物の保守管理についても、その過程について監査していきます。</li> </ul> |
| <b>A-3 令和2年度液化窒素(大口)売買単価契約</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者から出された価格がスケールメリットを適切に反映した価格かどうか検証するために、より多くの者から見積書を徴取したり、大口取引に係る事例調査を行うなどして分析を行ってほしい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度契約に向けて、4者に入札参加の声掛けを行っているほか、近隣法人等への市場調査及び刊行物の発行機関への大口取引に係る事例調査を行いました。有効な調査結果は得られませんでした。</li> <li>・引き続き、液化窒素を取り扱う企業に対して幅広く入札参加への声掛けを行い、適正な価格に努めてまいります。</li> </ul>   |
| <b>B-1 適切なプルトニウムバランスを考慮した将来再処理システムの検討に係る作業</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方式(競争性のない随意契約)の妥当性は確認できたが、金額に見合った成果が上がっているかという観点から、例えば、実作業時間と成果物を報告してもらうなど、金額の合理性について第三者に説明できる方法について検討してほしい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果報告書の納入後に内容を精査し、履行中における確認結果も踏まえつつ、技術仕様どおりとなっているかを精緻に検証することで、契約金額に見合ったものとなっていることを確認します。</li> <li>・更に、次年度以降の契約相手先に対しては、見積りの妥当性・合理性の検証作業を目的として、コスト増加にならない範囲で作業工数を確認する方法を協議します。</li> </ul>  |

| 委員からのご意見   | 対応状況等   |
|--|---|
| <b>B-2 人事・給与システムの運用・保守及び個人情報提供システムの運用・保守に関する労働者派遣契約</b>  |   |
| <p>・専門性の高い業務について適正な価格で受注しうる他社を見つけることが出来るか再度検討していただきたい。</p> <p>・首都圏からなど他の地域からも来てもらえるよう交通費を別途支援するというような条件での募集等もっと工夫をすべきではないか。</p>    | <p>・現在運用しているシステムには、現在では陳腐化した古いプログラムで稼働している部分もあることから、それを熟知及び対応可能な専門家が必要であるため、応札者が限られた状況となっています。</p> <p>そこで、次年度以降に対象システムの新規更新を計画しており、広く普及しているプログラムを用いて再構築する予定であるため、応札者の拡大と専門技術者の枯渇の回避が図れると考えています。</p> <p>・交通費を別枠として別途支給することにより、応札者の拡大が期待されるものの、入札金額に別途交通費が加算されることになり、総額で安価な者と契約するという経済性が逆転するおそれもあることから、導入は困難であると考えています。</p> <p>・なお、機構における労働者派遣契約は交通費を含めた総額での一般競争(総合評価落札方式)を行っており、これは技術レベルを確保しつつトータルで最も経済性に優れた応札者と契約を締結する方式であると考えています。</p> |
| <b>B-3 ユーティリティ施設運転保守及び設備保全設計・監理業務</b>  |   |
| <p>・実質的な競争性の確保という観点から応札者の拡大に向け引き続き真摯に検討していただきたい。</p> <p>・一部作業を機械化、デジタル化等することで作業内容を減らすことや、資格要件を見直す余地がないか等について、競争性の確保を図っていただきたい。</p> | <p>・実質的な競争性の確保という観点から、業務内容を精査した上で、専門性や習熟性を求める業務とそれ以外の一般的な業務を分割が可能か検証し、契約の見直しを図り応札者拡大に努めていきます。また、機械化、デジタル化、資格要件についても契約の合理化の観点からも検討を進めており、次回契約に反映予定としております。</p>   |